資料１

砺波市議会議員報酬の見直し理由

１　砺波市議会議会改革の推進について

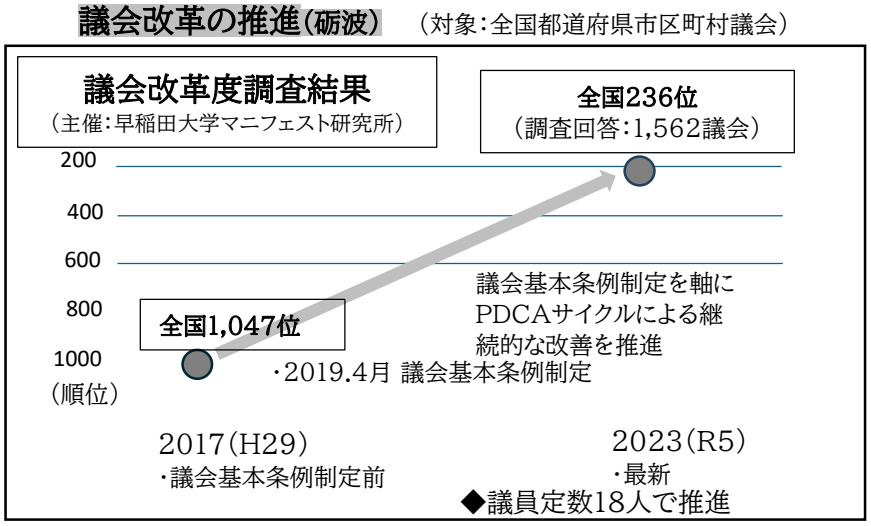

２　民間企業を辞めて議員になった場合の１か月の保険料及び年金について

モデル例

４０代夫婦　子供２人（未就学以外）　月額報酬　３７４，０００円

民間企業に勤務していた場合

社会保険料（全体額４２，６３６円会社と個人で折半）		２１，３１８ 円
厚生年金（全体額６９，５２０円会社と個人で折半）		３４，７７０ 円
合計	Ａ	５６，０８８ 円

議員になった場合

国保　５９６，３００円　÷１２月		４９，６００ 円
国民年金　１６，９８０円　×　２名		３３，９６０ 円
合計	Ｂ	８３，５６０ 円

Ａ　－　Ｂ　差引き　**２７，４７２ 円**

議員になった場合、１か月の負担が２７，４７２円の増加

資料２

砺波市議会政務活動費について

１　根拠法令

地方自治法第 100 条第 14 項から第 16 項及び砺波市議会政務活動費の交付に関する条例の規定に基づき、砺波市議会議員の調査研究その他の活動に資するための一部として交付することができる。

２　基本的な考え方

（１）会派等交付の原則

政務活動費は、会派又は無会派議員が行う調査研究その他の活動に対して交付。

（２）実費弁償の原則

調査研究その他の活動に要する費用については、社会通念上妥当な範囲での実費を弁償。

（３）領収書添付の原則

領収書については、すべての支出に添付する。

３　政務活動費の交付状況

出展：全国市議会議長会

人口段階別		交付している	交付していない	その他
5 万人未満	300	231 （77.0%）	68 （22.7%）	1 （0.3%）
5～10 万人未満	235	215 （91.5%）	19 （8.1%）	1 （0.4%）
10～20 万人未満	148	146 （98.6%）	2 （1.4%）	0 （0.0%）
20～30 万人未満	48	48 （100.0%）	0 （0.0%）	0 （0.0%）
30～40 万人未満	30	30 （100.0%）	0 （0.0%）	0 （0.0%）
40～50 万人未満	19	19 （100.0%）	0 （0.0%）	0 （0.0%）
50 万人以上	15	15 （100.0%）	0 （0.0%）	0 （0.0%）
指定都市	20	20 （100.0%）	0 （0.0%）	0 （0.0%）
全市	815	724 （88.8%）	89 （10.9%）	2 （0.2%）

４　政務活動費の交付額

月額：２７，５００円（議員１人当たり）　（年額：３３万円）

５　政務活動費の使途について

（１）政務活動費の支出に関する基本指針

ア 調査研究その他の活動の目的が、市行政との関連性があること。

イ 調査研究その他の活動の支出に合理性・必要性があること。

ウ 支出金額が、社会通念上相当と認められる範囲内であること。

エ 支出に当たっては会派の了承があること。

６　政務活動費を充てることができる経費の範囲

項　　目	内　　容
① 調査研究費	会派等が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
② 研　修　費	会派等が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
③ 広　報　費	会派等が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広　聴　費	会派等が行う住民からの市政及び会派等の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
④ 要請・陳情活動費	会派等が要請、陳情活動を行うために必要な経費
⑤ 会　議　費	会派等が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派等としての参加に要する経費
⑥ 資料作成費	会派等が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
⑦ 資料購入費	会派等が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
⑧ 人　件　費	会派等が行う活動を補助する職員を雇用する経費
⑨ 事 務 所 費	会派等が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

７　令和５年度政務活動費執行率、執行額内訳及び内容

政務活動費執行率　６２．６％

項　目	執行額 （円）	割　合	内　容
① 調査研究費	1,006,392	27.8%	行政視察
② 研修費	1,574,238	43.5%	セミナー研修、サミット
③ 広報費 広聴費	461,162	12.7%	会派だより
⑥ 資料作成費	146,211	4.1%	事務用品、コピー代
⑦ 資料購入費	429,735	11.9%	書籍購入費、新聞代
合　計	3,617,738	100%	